

非営利事業体税制改革の概要と効果

非営利事業体税制改革

<新制度>

- 非営利事業(利益分配を目的としない事業)には、法人税を課税せず
 - ・ 高額な報酬・退職金は実質的な利益分配として法人税課税
 - ・ 一定規模以上の非営利事業体は、每期、財務諸表等を報告
 - ・ 租税回避防止措置を整備
- 公益事業等への寄付金の全額を損金算入
(注) 一般の寄付金は、従来どおり、限度額内の損金算入

<現行制度>

- 「収益事業」(33種類の事業)を行えば、法人税を課税
 - ・ 収益事業以外の事業のために支出した金額を寄付とみなし、原則として所得の20%を限度に損金算入
 - ・ 非営利事業を行っているか営利事業を行っているかは、関係なし
- 公益事業等への寄付金を限度額内で損金算入

効果

- 営利事業体活動の活発化
税制が非営利事業体の非営利活動を財政的・心理的に大きくバックアップすることとなるとともに、寄付文化の育成に大きく貢献することとなり、非営利事業体の非営利活動が相当に活発化する。

- 非営利の浸透
非営利事業に当っては「利益を懐に入れたらダメ」という認識が定着することとなる。

- 法人税の対象の明確化・納税者の信頼の獲得
法人税の課税対象は営利事業の所得であり、非営利事業に課税するものではないことが明確になり、法人税課税の対象が無限定に拡大されることを防止することができる。
このことは、非営利活動を行う者の実感によく合致し、民間の非営利活動の促進につながることから、納税者の信頼を得ることもできる。

官から民への動きを後押しし、補助金も削減でき、財政状況を改善

法制と税制の整合性の確保・フェアな税制の確立・財務内容の透明性の確保

所得課税の理論によく合致した税制の確立・コンプライアンス(法令遵守)の向上